

2025年8月8日

全国人事委員会連合会
会 長 中西 充 殿

公務労組連絡会
議 長 桜井 眞吾
日本自治体労働組合総連合
中央執行委員長 桜井 眞吾
全日本教職員組合
中央執行委員長 檀原 毅也

地方公務員の賃金等の改善にかかわる要請書

日頃から地方公務員の労働条件の改善に努力されていることに敬意を表します。

8月7日、人事院は国家公務員の月例給は3.6%台前半、一時金は0.05月の引上げのプラス勧告を行いました。しかし、職員とその家族の生活改善につながる水準とは言い難いものです。地域手当によって地域間格差は解消されていません。900万人に直接的に影響すると言われている人事院勧告は地域経済、人材確保など大きな影響も与えます。すべての職員の賃金改善を行い、あらゆる不合理な格差を解消することこそ必要です。離職者増大や採用応募減少のなか人材確保が困難な状況を克服するためには、能力・実績主義による一部職員の優遇ではなく、中高年層を含む全世代、すべての職員の賃上げが求められます。

すべての公務員が定年まで安心して働き続けられる賃上げと処遇改善こそ必要です。

また、公務職場の多くはチームワークで仕事をしており、職員間に競争を持ち込み一部の成績優秀者のみを評価し処遇に差をつけることは容認できません。すべての職員、世代で生活改善につながる賃金の大幅な引き上げを行い、あらゆる不合理な格差を解消することこそ必要です。あわせて会計年度任用職員も雇止めの不安や不適切な取り扱いが解消され、安心して働き続けられるように雇用安定と均等待遇を前提とした処遇改善を求めます。

さらに、地方自治体と教育の現場では、圧倒的な人員不足と業務の多様化・高度化により、過労死ラインを超える長時間労働が強いられている職場が多くあります。地方人事委員会には、地方公務員のいのちと健康が守られるよう、労働基準法33条の厳格な運用など労働基準監督機関としての対応とともに教員の時間外労働規制、地方自治体や教育現場に必要な人員と体制を確保するよう役割の発揮が求められます。非常時でも住民のいのちや暮らし、教育を支えるために大幅に人員を増やし、体制強化に転換すべきです。

以上をふまえ、各地の人事委員会が労働基本権制約の代償機関としての責務と役割を果たされるよう下記要求の実現に尽力されることを要請いたします。

記

1. 住民の暮らしや子どもたちの教育のため、日夜、献身的に奮闘している自治体労働者・教職員を励ますとともに、「全体の奉仕者」としての誇りと尊厳を持って職務に専念できるように、生計費原則をふまえ、正規・非正規を問わずすべての公務労働者の賃金・労働条件を改善すること。

2. 民間給与実態調査にあたっては、単に民間の賃金水準と機械的に比較するのではなく、地方自治や地方公共団体のあり方、公務・公共サービスのあり方と密接不可分であることを十分留意して調査を行うこと。とりわけ、勤続・経験年数の加味、雇用形態、民間一時金水準の厳正な把握とともに比較企業規模を1,000人以上にすること。
3. 職務給原則に反した賃金格差の拡大や高齢層の昇給抑制等をやめること。地域間格差を拡大する地域手当については基本給に繰り入れ廃止するとともに、全世代の賃金を改善すること。
4. 全世代にとって魅力的かつ将来的にも上昇が見込める賃金体系とするとともに、あらゆる格差を解消し、すべての職員の賃金改善を行うこと。
5. 子どもたちのさまざまな困難に対応している教職員のモチベーションを支えるためにも、職責と勤務実態に応じた教職員の適正な賃金水準を確保すること。
6. 障がい者雇用を進めるための職場環境、人員の確保について意見の申し出や勧告を行うこと。
7. 災害や感染症拡大、マイナンバー関連業務等への対応などによる「過労死ライン」を超えるような長時間過密労働が発生しないよう必要な人員の確保すること。なお、労働基準監督機関として適切な労働時間管理が行われているかを監督するとともに、必要な措置を行うこと。労働基準法33条1項や3項が濫用されないよう、同法36条にもとづく協定の締結を指導すること。
8. 教職員の長時間過密労働の是正のため、教職員定数増など実効ある施策を勧告すること。
9. 教職員の共同性が破棄され、業務が過剰になる主務教諭の創設や義務教育等教員特別手当の学級担任への加算については、自治体の判断を尊重すること。
10. 少人数学級の実現と教職員の長時間過密労働の解消に向けた定数増を地方教育委員会に求めること。また、一年単位の変形労働時間制の導入は行わないこと。
11. ジェンダー平等推進の立場から、賃金水準や処遇、雇用などの不合理な格差の解消、不妊治療、妊娠、出産、育児、家族看護や介護に関する休暇・休業制度等を拡充すること。また、パートナーシップ制度に対応し、休暇・休業制度が取得しやすい職場環境と人員体制を整備すること。
12. 会計年度任用職員等の賃金・労働条件については、正規職員と均等待遇を前提とし、賃金・諸手当の改善休暇制度などの改善、すべての自治体で公募によらない再度の任用の実施を原則とした雇用の安定・均等待遇の実現などにむけた改善勧告を行うこと。
13. 60歳を超える職員も生計費をふまえた所得水準を確保するとともに安全配慮の徹底を図るなど、65歳まで安心して働き続けられる職場・仕事となるよう人事委員会としての役割を果たすこと。
14. 人事評価の運用にあたっては、短期の評価を直接給与に反映しないこと。
15. 年金併給を前提とした現在の再任用給与制度を抜本的に見直し、賃金は生活を維持するにふさわしい水準まで大幅に引き上げること。一時金も正規職員並の支給割合とすること。とりわけ全人連が作成する教育職モデル給料表における再任用教職員の賃金水準を改善すること。
16. 地方自治体等における労使協議を十分に保障するとともに、労働者の不利益を生じさせないように、地域民間実態を適確に反映した人事委員会勧告を行うこと。

以 上